用 語 解 説

あ

ＩＳＯ１４００１

企業が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ＩＳＯ)が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、企業が環境に対する負担を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材育成やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的に、自動車の停車中はエンジンを停止させること。アイドリングとは、自動車等の駐停車時に無負荷、低速回転でエンジンがかかっている状態をいう。

アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質をもつため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。東京都では一定規模以上のアスベスト除去等の工事について環境確保条例で届出を義務づけている。また、大気汚染防止法でも同様に届出を義務づけている。

い

硫黄酸化物(ＳＯ$_x$)

無色の刺激性の強いガス。呼吸器系を刺激し、慢性気管支炎などの呼吸器系疾患の有力な原因になる。主な発生源は重油の燃焼で、現在、対策として重油の低硫黄化、脱硫装置の改善が進められている。数種ある硫黄酸化物の中で大気汚染に最も影響が大きいと考えられているのは二酸化硫黄である。

一酸化炭素(ＣＯ)

燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こす。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市が一般廃棄物の処理に関し、①発生量及び処理量の見込み ②排出の抑制のための方策に関する事項 ③分別して収集するものとした種類及び分別の区分 ④適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項⑤処理施設の整備に関する事項⑥その他処理に関し必要な事項について、市の基本構想に即して定めなければならないとされている。市は上記に従い、生活環境の保全上の支障が生じないうちに収集し、搬送し、処分しなければならない。

う

雨水地下浸透

雨水を地中へ浸透させること。都市型洪水の防止、地下水位の維持・回復などを目的として行われる。

え

ＳＳ(浮遊物質量)

粒径２㎜未満の水に溶けない懸濁性の物質をいう。河川水にＳＳが多くなると、光の透過を防ぎ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。また沈降堆積すると、河底の生物にも悪影響を及ぼす。一般に、水域の正常な生産活動を維持するには２５㎎/ℓ以下が望ましいとされている。

ＳＰＭ(浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質(ＰＭ)のうち、粒径が１０㎛(１㎛は１００万分の 1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。ＮＯ$_x$(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが２～４割を占めている。

お

オキシダント(Ｏ$_x$)

オキシダントは、大気中に排出されている窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、その反応の結果二次的に生成される酸化物の総称である。オキシダントの主成分は 80～90%がオゾンである。目のチカチカ、喉の痛み、植物への被害などの影響がある。

屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑

化の指導を行っている。

温室効果ガス

温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。

か

カレット

空きビンを透明、茶色など色別に選択し、細かく砕いたもの。ガラス原料などとして再利用される。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある実行の実現を目指すもの。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染しても良いとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。西東京市環境基本条例第１６条に規定されている。

き

揮発性有機化合物(ＶＯＣ)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

協働基本方針

西東京市が平成１５年度(平成１６年３月)に策定したもので、市民活動団体と市が「①相互に対等な関係のもと、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること」を基本方針として示している。

こ

光化学スモッグ

光化学スモッグは、窒素酸化物、炭化水素類が太陽光線中の紫外線を受けて、化学反応により二次的汚染物質を生成することによって発生する。生成物として、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)及び二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。光化学反応によって生成される酸化性物質のうちに二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」といっている。日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、大気が白っぽくどんより濁った感じになる。人体影響としては目、のどに刺激を与えるほか、植物にも影響を与える。オキシダントの濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ注意報等が発令され、市民に注意を促している。

こどもエコクラブ

環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995 年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

さ

酸性雨

石化燃料の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれることによって生じ、通常 pH(水素イオン濃度指数)5.6 以下の雨をいう。欧米では、湖沼、森林等の生態系に深刻な影響を与え、国際問題となっている。日本でも、環境庁による 1981 年からの調査で、欧米並みかそれ以上の酸性降下物量が観測された。

し

ＣＯＤ(科学的酸素要求量)

過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を、二酸化炭素や水などに分解するのに必要な酸素の量。海中や湖沼の汚れ具

合を示す数値で、値が大きいほど汚れていることになる。通常５㎎/ℓ以下が望ましい。

新エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられるようになった。

浸透ます

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どい下に設置する筒状のもの。市では戸建の家に対して設置の助成制度を実施している。

せ

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、日本でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系(生物生息環境)の多様性の保全を進めている。

た

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(ＰＣＤＤ)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ＰＣＤＤのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン(ＰＣＤＦ)とコプラナーＰＣＢについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義されており、約 220 種類が確認されている。

太陽エネルギー

太陽から降り注いでいるエネルギーをいう。これは、全人類の消費エネルギーの約１万倍にも相当するほど膨大で、これを発電、冷暖房、給湯などに利用する太陽熱利用システムや太陽光発電が、クリーンなエネルギー源として期待されている。

ち

地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面水位の上昇や世界的な異常気象などの原因となることが懸念されている。

窒素酸化物(NO_X)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO_2)をまとめた総称。燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応して発生する。ディーゼル車から多く排出されるとされている。刺激性があり、呼吸器に悪影響を与えるといわれている。

て

ＤＯ(溶在酸素)

正式には溶存酸素という。水中に溶解している分子状酸素(O_2)のことで、空気から溶け込むものが大部分であるが、水中の緑色植物の光合成作用によって、日中多量に生産されることも多い。清浄な河川にあっては、ＤＯは、ほぼ飽和に近い８～９㎎/ℓを示す。魚が住むには最低５㎎/ℓ以上が必要である。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。大気汚染だけでなく、地球温暖化の防止の観点からも普及が期待されている。

デシベル(ｄＢ)

騒音や振動の大きさのレベルの単位として用いる。デシベルで表された騒音のレベルは、ある点での音のエネルギーを示す指標になる。音のエネルギーが 2 倍になると騒音のレベルは約３dB、３倍になると 4.8dB 高くなる。一方、振動における振動レベルは、ある点での振動加速度を示す指標になる。

テトラクロロエチレン

パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶・不燃性で、抽出用用材・ドライクリー

ニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発ガン性の疑いがある。

天然ガス車

天然ガスを燃料として走る自動車。最も普及しているのは、天然ガスをそのまま圧縮して高圧ガスにして利用する圧縮天然ガス(ＣＮＧ)自動車である。天然ガスを用いると二酸化硫黄や黒鉛の排出が少なく、窒素酸化物の排出量もガソリン車並みになると言われている。

と

透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法で基準が定められている作業で、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生するもの。特定建設作業の種類については、それぞれの政令で定められている。

都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなどに関する「基本的」「総合的」「長期的」まちづくりの方針。西東京市のまちづくりは、「みどりの保全と継承」「安全・快適な住宅都市の形成」「まちの活力と魅力の創出」「様々な市民ニーズへの対応」を基本理念として進めている。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

略称「環境確保条例」。1969 年に制定された「東京都公害防止条例」が 2000 年 12 月に全面的に改正、公布された。将来世代への良好な環境の継承、都民の健康と安全な生活の確保を目指している。

トリクロロエチレン

金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体にどに用いられている。類似物質には、ドライクリーニングに用いられるテトラクロロエチレンなどがある。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらし、発ガン物質である可能性が高いとされている。

に

二酸化炭素(CO_2)

石油、石炭などの炭素化合物が燃焼されて発生する温室効果ガスの一つである。産業革命以前の大気中二酸化炭素濃度は 280ppm 程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、1986 年には 345ppm 程度に増加している。

二酸化窒素(NO_2)

窒素酸化物(NO_X)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与えるといわれている。

は

バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもの。具体的には、木炭や薪、おがくず、糞尿など。燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの植物から油成分を抽出するなどの利用方法がある。

ひ

ｐｐｍ

体積比や重量比を表す単位で濃度や含有率を示すときに用いる。大気汚染物質濃度に関して使われるときには、体積比のことである。百万分の 1、たとえば１㎥(1,000,000 ㎤)中に１㎤の物質が含まれている場合を１ppm という。

ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)

正式には生物化学的酸素要求量という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排出基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。５㎎/ℓ以下が望ましい。

ヒートアイランド

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染などが原因となる。

ほ

保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて指定され、自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の５種類がある。保全地域における自然の保護と回復のための方針や規制等に関する計画(保全計画)を知事が決定する。

ま

マスタープラン[master plan]

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

み

水循環

地球上の水が太陽熱エネルギーを受けて蒸発し、降雨として再び地球に降り注ぐこと。近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。

みどりの基本計画

正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。１９９４ 年の都市緑化保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画が統合され、緑地の総合的なマスタープランとして創設された。緑地の景観形成機能、防災機能、生物生息機能、レクリエーション機能を総合的に評価・計画するものである。

ゆ

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

よ

要請限度

交差点などにおいて、自動車排出ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動が一定の限度を超えているときは、都道府県知事または市町村長は、公安委員会に対して、道路交通法の規定による車両の通行の禁止、最高速度の制限、徐行などの措置をとるよう要請することができる。この場合の大気汚染、騒音及び振動についての基準が要請限度と呼ばれている。

り

リサイクル[再生利用：Recycle]

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リサイクル率

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。資源化率とも言われる。

リデュース[発生抑制：Reduce]

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制する手法。事業者は、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、市民は、使い捨て製品や不用なものを購入しないこと、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めることなど。

粒子状物質(ＰＭ)

発生源は生成機構の違いにより、ばいじんなど大気中に排出されたとき既に粒子として生成されたものと、排出時にガス状物質であったものが反応や凝縮などを経て生成されるものに分類される。

リユース[再使用：Reuse]

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。

主な環境基準(各基準と物質解説)

環境基準とは、人の健康を保持し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められています。この基準は環境基本法第１６条に基づき公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められており、受忍の限度あるいは許容の限度という意味をもつものではありません。基準値は、人体影響等の疫学的データに基づいた科学的見地と行政上の実現可能性を考慮して定められています。

■大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg／㎥以下であること。
ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg‐TEQ／㎥以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	年平均値が 0.003mg／㎥以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg／㎥以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg／㎥以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg／㎥以下であること。

※ 1 pg はピコグラムと呼び、1 兆分の 1g を表す単位です。
2 TEQ はダイオキシン類の中で、最も毒性の強い 2.3.7.8.四塩化ダイオキシンに換算して表したものです。

■水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.01mg／ℓ以下	1.1.2－トリクロロエタン	0.006 mg／ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg／ℓ以下
鉛	0.01 mg／ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg／ℓ以下
六価クロム	0.05 mg／ℓ以下	1.3－ジクロロプロペン	0.002 mg／ℓ以下
砒素	0.01 mg／ℓ以下	チウラム	0.006 mg／ℓ以下
総水銀	0.0005 mg／ℓ以下	シマジン	0.003 mg／ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg／ℓ以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg／ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg／ℓ以下	セレン	0.01 mg／ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg／ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg／ℓ以下
1.2－ジクロロエタン	0.004 mg／ℓ以下	ふっ素	0.8 mg／ℓ以下
1.1－ジクロロエチレン	0.02 mg／ℓ以下	ほう素	1 mg／ℓ以下
シス－1.2－ジクロロエチレン	0.04 mg／ℓ以下	ダイオキシン類（水質）	1 pg‐TEQ／ℓ以下
1.1.1－トリクロロエタン	1 mg／ℓ以下	ダイオキシン類（底質）	150 pg‐TEQ／g 以下

■土壌の汚染に係る環境基準

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 1mg 未満であること。	1.2-ジクロロエタン	検液１ℓにつき 0.004mg 以下であること。
		1.1-ジクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.02mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	シス-1.2-ジクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.04mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1.1.1-トリクロロエタン	検液１ℓにつき 1mg 以下であること。
鉛	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。	1.1.2-トリクロロエタン	検液１ℓにつき 0.006mg 以下であること。
六価クロム	検液１ℓにつき 0.05mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.03mg 以下であること。
砒素	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。	テトラクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		1.3-ジクロロプロペン	検液１ℓにつき 0.002mg 以下であること。
		チウラム	検液１ℓにつき 0.006mg 以下であること。
総水銀	検液１ℓにつき 0.0005mg 以下であること。	シマジン	検液１ℓにつき 0.003mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液１ℓにつき 0.02mg 以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	ベンゼン	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る）においては、土壌１kg につき 125mg 未満であること。	セレン	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液１ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液１ℓにつき 0.02mg 以下であること。	ほう素	検液１ℓにつき 1mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１ℓにつき 0.002mg 以下であること。	ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/ｇ以下であること。

■騒音に係る環境基準（単位：デシベル）

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6～22 時)	夜間(22～6 時)
ＡＡ	清瀬市の区域のうち、松山 3 丁目 1 番、竹丘 1 丁目 17 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘 3 丁目 10 番の区域		50 以下	40 以下
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、これらに接する地先、水面	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※ 1 ＡＡ：療養地域、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域　A：専ら住居の用に供される地域　B：主として住居の用に供される地域　C：相当数の住居と併せて商業の用に供される地域

2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

■物質の解説

物　質	説　　明
二酸化硫黄	無色・刺激性のある気体で、水に溶け亜硫酸になる。俗に亜硫酸ガスといい、硫黄酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼して発生する二酸化硫黄は、大気中で徐々に酸化される。健康被害は慢性気管支炎、喘息性気管支炎、食欲不振、体重減少等が現れる。
一酸化炭素	無色・無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。生体組織に酸素を運搬するヘモグロビンと強く結合するため、吸入すると酸素欠乏をきたし、重症の場合は窒息死する。
浮遊粒子状物質	沈殿速度が小さいため、大気中に長期間浮遊している微粒子であって、その粒径が 10μ以下のものをいう。粒径が 10μ以下の粒子は、そのほとんどが気道又は肺胞に沈着し、人の健康上有害な影響を与える。
二酸化窒素	高濃度のものは、赤褐色の気体で刺激臭をもち、腐食性に富む。主に自動車、工場などで燃料の燃焼に伴って排出され、燃料中の窒素分や、空気中の窒素ガスが酸化されて生成する。排出される窒素酸化物の 90%以上は一酸化窒素であるが、太陽光照射下で種々の物質の関与により二酸化窒素に酸化される。 0.12ppm から敏感な人には知覚され、1～3ppm で臭気を感ずる。高濃度急性暴露で、肺水腫、線維性細気管支炎、肺気腫を起こす。低濃度慢性暴露では、慢性気管支炎、肺機能低下を生ずることが指摘されている。また、二酸化窒素は水に溶けやすく、水と反応して硝酸や亜硝酸を生ずることから、酸性雨の原因ともなる。
カドミウム	カドミウムは青みを帯びた銀白色の金属で、柔らかく、延性及び展性に富みナイフでも容易に削れる。メッキ、顔料、電池等に使用され、発生源としてはメッキ、塗料、ガラス等の工場と鉱山精錬所などがあげられる。 カドミウムはイタイイタイ病等との関連で知られているが、吸入、経口摂取のいずれの場合にも体内に蓄積される。経口摂取が続くと胃腸炎、筋肉痛、着色尿のほか、肝臓障害が現れる。長時間にわたってカドミウムの煙霧、粉じんを吸入すると肺気腫、胃腸障害、骨変化等の症状が現れる。
全シアン	シアン、シアノ錯体等のＣＮ基を含む化合物をいう。代表的なものとして、シアン化水素酸(青酸)、シアン化ナトリウム(青酸ソーダ)、シアン化カリウム(青酸カリ)などがある。 シアン化合物はメッキ液に使用されており、かつては河川を汚染する事故が多かった。毒性は、呼吸器、消化器官、皮膚から吸収されて体内組織の酸素欠乏を招くことである。脳の中枢神経は酸素の欠乏に弱く、呼吸中枢に作用して呼吸停止を起こすことがある。
鉛	鉛は、融点の低い銀白色の柔らかい金属。化合物には、無機鉛化合物と、有機鉛化合物がある。前者には、酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、硫酸鉛などがあり、後者には、自動車用アンチノック剤として使われる四エチル鉛、合成樹脂製品の安定剤として使われるステアリン酸鉛などがある。鉛及びその化合物の環境への廃出源としては、自動車排出ガスのほか鉛、鉛精錬業、鉛蓄電池製造業、顔料製造業、印刷業、ガラス製造業などの排煙、排水がある。 鉛中毒症は、血液症状、精神症状、胃腸症状であり、初期の自覚症状は、全身倦怠、頭痛、疲労感、食欲不振などである。有機鉛化合物は特に毒性が高く、脳が犯され死に至ることもある。
六価クロム	クロム化合物のうち、クロムの原子価が正の 6 価のもの。クロム酸化合物、重クロム酸化合物が主なものであり、水溶液中で電離してクロム酸イオン、重クロム酸イオンなどの陰イオンを形成し、酸性溶液中で強い酸化剤として作用する。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫、潰瘍を起こす。大量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし死亡する。経口致死量は約５ｇといわれている。 六価クロム化合物を利用する業種として、電気メッキ業、顔料製造業などがあげられる。冷却水の腐食抑制剤としても利用される。

物　　質	説　　　明
アルキル水銀	メチル基やエチル基などのアルキル基と水銀とが結合した有機水銀の一種。自然環境に存在する無機水銀が、ある条件の下でメチル水銀やジメチル水銀に変化し、食物連鎖を通じて魚介類に濃縮されることが知られている。水俣病はアセトアルデヒドの製造工程で副生したメチル水銀による公害病である。
PCB	2 つのベンゼン核に塩素の結合した化合物。PCB は塩素含有量の異なる数多くの同族体の混合物である。絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、熱、酸、アルカリなどに非常に安定なため、絶縁油、熱媒体やノンカーボン紙溶剤などに広く用いられた。微生物や光による分解を受けにくく、生物体にたやすく取り込まれ残留性が高く、しかも慢性毒性が強いことから汚染物質として問題となり、昭和 47 年に生産が中止された。
銅	人の成長に不可欠な必須元素であり、必要量は成人で 2～2.5mg/日といわれる。ただし、水生生物に対する毒性は非常に強く、一般に魚に対する 48 時間半数致死濃度は、銅としては 0.009～0.16mg/ℓ程度である。主要な化合物は硫酸銅、水酸化銅、酸化銅、塩基性炭酸銅である。発生源としては、自然界の岩石から溶出、鉱山排水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非金属精錬所等）などがある。
ジクロロメタン	無色の液体。不燃性、非引火性で、溶剤、エアロゾルの噴射剤、冷媒などに用いられる。水への溶解度が2g/100mℓとこの種の溶剤としてはかなり高く、また揮散しにくい。人体への影響は、急性症状として麻酔作用及び眼への刺激、慢性症状として皮膚の刺激及び発癌性の疑いが指摘されている。
四塩化炭素	無色の液体。フルオロカーボン類の原料や溶剤、殺虫剤などに用いられる。オゾン層破壊の原因物質の 1 つ。人体影響としては、急性症状として、麻酔作用、下痢、嘔吐があり、また、慢性症状としては肝臓、腎臓の障害、発癌性の疑いが指摘されている。
ジクロロエチレン	ジクロロエチレンには、1.1-ジクロロエチレン、シス及びトランス 1.2-ジクロロエチレンの 3 種類があり、いずれも合成化学物質であり、天然には存在しない。 1.2-ジクロロエチレンは、常温では液体であり、わずかに刺激臭がある。水に難溶で各種有機溶剤に可溶し、引火性、可燃性があり、シス又はトランス混合物として他の塩素系溶剤の反応中間体としての用途がある。 また、ジクロロエチレンは、地下水中ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンとともに検出される場合が多く、これらの分解生成物である可能性も指摘されている。
トリクロロエチレン	無色の液体で、油脂分を溶解する力が強い。不燃性であるため、火災の危険性がなく、金属等の脱脂洗浄剤に広く用いられる。人体影響としては、急性暴露による麻酔作用のほか、肝・腎臓への障害が指摘されている。皮膚からも吸収される。これと類似の物質に、テトラクロロエチレンがある。
テトラクロロエチレン	パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶、不燃性で、抽出用溶媒、ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は、急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発癌性の疑いがある。
シマジン	トリアジン系の除草剤。毒物、劇薬には指定されていない。作物の種まき時期又は生育期で雑草の発生初期に土壌処理すると、根から吸収され雑草の成長を抑制する。メヒシバ、カヤツリグサ、タデ、スズメノテッポウ等畑や果樹園の一年草雑草に用いる。団地や河川敷、ゴルフ場の芝生でも良く使われる。
チオベンカルプ	別名ベンチオカーブ。チオカーバメート系の除草剤で、毒物、劇薬には指定されていない。水田のノエビ、マツバイ等の除草に使用され、畑・苗代では種まき後に土壌処理され、田植え後は水状態で散布される。
ベンゼン	特有の臭気をもつ無色の液体。水に難溶。基礎的な化学原料として広く用いられる。人体影響としては、急性症状として麻酔作用が、慢性症状として造血機能の障害と発癌性が知られている。
セレン	一般に単体では灰色の光沢のある固体であるが、工業的には気体のセレン化水素として使用する例が多い。用途としては半導体の製造、光センサー、光電池の原料、ガラス工業などに用いられる。人体影響として、吸収した場合、目まいや吐き気、目への刺激、慢性症状として肺炎、肝臓・脾臓障害、溶血作用が知られている。
ふっ素	無機フッ素化合物と有機フッ素化合物に大別できる。アルミ電解工場、りん酸質肥料工場、光学ガラスなどの窯業製品工場、石油化学工場などで使用される。フッ素化合物の人体影響は、食道、胃の疼痛、嘔吐、胃けいれんなどがあり、吸い込むと、咳、呼吸困難が、重症では肺水腫などが起こる。慢性中毒として骨格フッ素中毒と、歯牙フッ素中毒（斑状歯）が知られている。
ほう素	自然界にも存在する元素で、さまざまな化合物がある。主にガラスの原料に使われており、一般には、ほう酸団子や子どもの遊び道具のスライムに含まれている。

大気汚染状況測定結果

東京都では、都内の大気汚染の状況を把握するために、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局(47局)と幹線道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(35局)で、24時間、大気汚染状況の監視を行っています。それぞれの局における平成15年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は以下のとおりです。

■一般環境大気測定局の測定結果

測定局名	二酸化窒素(NO_2)		浮遊粒子状物質(SPM)	
	環境基準達成状況	年平均値(ppm)	環境基準達成状況	年平均値(mg/㎥)
千代田区神田司町	○	0.034	○	0.031
中央区晴海	×	0.035	×	0.025
港区白金	○	0.032	×	0.034
港区台場	○	0.031	×	0.026
国設東京新宿	○	0.027	○	0.028
文京区本駒込	○	0.035	×	0.036
江東区大島	○	0.028	○	0.028
品川区豊町	○	0.029	×	0.036
品川区八潮	−	−	○	0.028
目黒区碑文谷	○	0.033	×	0.028
大田区東糀谷	○	0.029	×	0.036
世田谷区世田谷	○	0.030	×	0.029
世田谷区成城	○	0.027	×	0.033
渋谷区宇田川町	○	0.029	×	0.041
中野区若宮	○	0.026	×	0.035
杉並区久我山	○	0.028	×	0.037
荒川区南千住	○	0.031	×	0.034
板橋区氷川町	○	0.036	×	0.033
練馬区石神井台	○	0.029	×	0.038
練馬区北町	○	0.029	×	0.034
練馬区練馬	○	0.027	×	0.027
足立区西新井	○	0.029	○	0.029
足立区綾瀬	○	0.030	○	0.030
葛飾区鎌倉	○	0.025	×	0.034
葛飾区水元公園	○	0.024	○	0.028
江戸川区鹿骨	○	0.024	×	0.031
江戸川区春江町	○	0.028	×	0.036
江戸川区西葛西	○	0.029	○	0.028
区部適合状況	26/27	0.029	8/28	0.032
八王子市片倉町	○	0.022	○	0.032
八王子市館町	○	0.016	○	0.028
八王子市散田町	−	−	○	0.031
立川市錦町	○	0.024	○	0.043
武蔵野市関前	○	0.028	○	0.028
青梅市東青梅	○	0.017	○	0.035
府中市宮西町	○	0.029	○	0.031
調布市深大寺南	○	0.026	○	0.033
町田市中町	○	0.023	○	0.037
町田市能ヶ谷町	−	−	×	0.035
小金井市本町	○	0.026	○	0.032
小平市小川町	○	0.027	○	0.037
福生市本町	○	0.024	○	0.024
狛江市中和泉	○	0.026	○	0.036
東大和市奈良橋	○	0.018	○	0.026
清瀬市上清戸	○	0.026	○	0.030
多摩市愛宕	○	0.026	○	0.028
西東京市田無町	○	0.022	×	0.041
西東京市下保谷	○	0.026	×	0.036
多摩部適合状況	17/17	0.024	16/19	0.033
適合状況	43/44	0.027	24/47	0.032

■一般環境大気測定局の測定結果

測定局名	二酸化窒素(NO_2)		浮遊粒子状物質(SPM)	
	環境基準適合状況	年平均値(ppm)	環境基準適合状況	年平均値(mg/㎥)
日比谷交差点	×	0.043	×	0.037
永代通り新川	×	0.045	×	0.033
第一京浜高輪	×	0.039	×	0.040
新目白通り下落合	○	0.036	×	0.043
春日通り大塚	○	0.038	×	0.037
明治通り大関横丁	×	0.042	×	0.037
水戸街道東向島	−	−	−	−
京葉道路亀戸	○	0.038	×	0.035
三ツ目通り辰巳	×	0.040	×	0.035
北品川交差点	×	0.046	×	0.034
中原口交差点	×	0.041	×	0.035
山手通り大坂橋	×	0.048	×	0.051
環七通り柿ノ木坂	○	0.039	×	0.043
環七通り松原橋	×	0.040	×	0.059
中原街道南千束	○	0.032	×	0.033
環八通り千鳥	○	0.035	×	0.028
玉川通り上馬	×	0.051	×	0.045
環八通り八幡山	×	0.040	×	0.039
甲州街道大原	×	0.040	×	0.036
山手通り東中野	○	0.031	×	0.034
井草	−	−	−	−
早稲田通り下井草	○	0.035	×	0.038
明治通り西巣鴨	○	0.035	×	0.035
北本通り王子	×	0.037	×	0.039
中山道大和	×	0.052	×	0.050
日光街道梅島	×	0.043	×	0.037
環七通り亀有	×	0.046	×	0.044
区部適合状況	9/25	0.041	0/25	0.039
甲州街道八木町	○	0.029	○	0.039
五日市街道武蔵境	○	0.031	○	0.032
連雀通り下連雀	○	0.038	×	0.040
川崎街道百草園	○	0.028	○	0.036
新青梅街道東村山	○	0.036	×	0.040
甲州街道国立	○	0.040	○	0.042
青梅街道柳沢	○	0.036	×	0.038
小金井街道東久留米	○	0.037	×	0.037
東京環状長岡	○	0.032	×	0.048
多摩部適合状況	9/9	0.034	4/9	0.039
都適合状況	18/34	0.039	4/34	0.039

※1 欄内の−印は測定項目がありません。
2 環境基準適合状況の欄は、長期的評価になります。ただし、浮遊粒子状物質については、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。
3 このデータは東京都環境局のものを抜粋しています。詳細については東京都環境局のホームページでご覧になれます。
東京都環境局ホームページアドレス
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/

西東京市環境基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境基本計画等（第７条―第９条）
第３章　市が講ずる環境施策等
第１節　環境測定等の体制の整備（第10条）
第２節　環境管理等の実施（第11条・第12条）
第３節　環境学習の推進等（第13条・第14条）
第４節　市民等の活動の支援（第15条）
第５節　報告書等（第16条）
第４章　地球環境の保全等（第17条）
第５章　環境審議会（第18条）
第６章　雑則（第19条・第20条）
附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

３　環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

４　地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

２　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

３　市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

４　市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

５　市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

６　市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

３　事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

４　事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

２　市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

３　市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

４　市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第２章　環境基本計画等

（環境基本計画）

第７条　市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 目標及び基本方針
(2) 施策の大綱
(3) 環境配慮指針
(4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項
３　市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。
（公表）
第８条　市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
（環境基本計画との整合）
第９条　市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第３章　市が講ずる環境施策等
第１節　環境測定等の体制の整備
（環境の測定及び監視）
第10条　市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。
第２節　環境管理等の実施
（環境管理及び環境監査）
第11条　市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。
２　市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。
（環境保全のための事前調査及び配慮）
第12条　市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。
第３節　環境学習の推進等
（環境学習の推進等）
第13条　市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（環境情報の収集及び提供）
第14条　市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。
第４節　市民等の活動の支援
第15条　市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。
第５節　報告書等
第16条　市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。
２　市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第４章　地球環境の保全等
（地球環境の保全等のための協力）
第17条　市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。
２　事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第５章　環境審議会
第18条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
(2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
(3) その他環境施策に関する基本的事項
３　審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
４　審議会は、第２項第１号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
５　審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 公募市民	６人以内
(2) 事業者	５人以内
(3) 学識経験者	４人以内
(4) 環境関係団体の代表	２人以内
(5) 関係行政機関の職員	３人以内

６　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。
８　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　雑則
（指導、勧告等）
第19条　市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。
（委任）
第20条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、平成14年４月１日から施行する。